

## 高砂市青少年補導委員協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市青少年センター設置要綱(昭和48年高砂市訓令第10号)第7条第2項の規定に基づき委嘱された青少年補導委員(以下「補導委員」という。)の資質の向上を図り、補導活動を円滑に推進するため、補導委員で組織する高砂市青少年補導委員協議会(以下「協議会」という。)に対し補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、青少年健全育成を図るため協議会が実施する補導委員活動事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条の事業に要する経費のうち、市長が認めた経費の3分の1を超えない額とする。

(補助金の申請等の手続)

第4条 補助金の申請等の手続については、高砂市各種事業等補助金交付規則(昭和47年高砂市規則第16号)の定めるところによる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(青少年補導センターからの名称変更等)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。